

○高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則

平成23年10月20日規則第63号

改正 令和 5年 6月 9日規則第88号

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則をここに公布する。

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年高知県規則第153号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）を施行するため、法、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。次条において「政令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。同条において「共同省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び共同省令において使用する用語の例による。

（閲覧所の設置）

第3条 法第10条の規定により登録簿を一般の閲覧に供するため、高知県土木部住宅課内に高知県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。

（登録簿の閲覧時間）

第4条 登録簿の閲覧時間は、県の執務時間内とする。

（閲覧所の休日）

第5条 閲覧所の休日は、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

（閲覧手続等）

第6条 登録簿の閲覧をしようとする者は、閲覧簿に住所、氏名、閲覧の目的その他必要な事項を記入し、閲覧所の係員の指示に従わなければならない。

2 登録簿の閲覧をする者は、登録簿を室外に持ち出し、又は滅失し、若しくは汚損してはならない。

(閲覧の停止等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、若しくは禁止し、又は退室を命ずることができる。

(1) この規則の規定に違反した者

(2) 登録簿を室外に持ち出し、又は滅失し、若しくは汚損するおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(廃業等の届出手続)

第8条 法第12条第1項の規定により廃業等の届出をするときは、別記第1号様式による登録事業廃止等届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第12条第2項の規定により破産手続開始の決定を受けた旨の届出をするときは、別記第2号様式による登録事業者破産手続開始決定届出書を知事に提出しなければならない。

(登録の抹消の申請手続)

第9条 法第13条第1項第1号の規定により登録の抹消の申請をするときは、別記第3号様式による登録事業登録抹消申請書を知事に提出しなければならない。

(管理の状況の報告)

第10条 登録事業者は、管理を開始したサービス付き高齢者向け住宅に係る次に掲げる事項について、前年の4月1日から当該年の3月31日までの状況を毎年5月31日までに、別記第4号様式によるサービス付き高齢者向け住宅管理状況報告書により知事に報告しなければならない。

(1) サービス付き高齢者向け住宅の入居の状況に関する事項

(2) サービス付き高齢者向け住宅において行われる高齢者生活支援サービスに関する事項

(3) 前号の高齢者生活支援サービスのうち状況把握サービス及び生活相談サービスの内容に関する事項

(4) 前3号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

(身分証明書)

第11条 法第24条第3項の身分を示す証明書は、別記第5号様式によるものとする。

(県が行う賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助の対象となる入居者の所得の基準)

第12条 省令第13条の知事が定める額は、214,000円とする。

(事業の変更の認可申請)

第13条 法第56条第1項の規定により事業の変更の認可を受けようとする終身賃貸事業者は、別記第6号様式による終身賃貸事業変更認可申請書により知事に申請しなければならない。

(解約の申入れの承認申請)

第14条 法第58条第1項の規定に基づき終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を受けようとする認可事業者は、別記第7号様式による終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書により知事に申請しなければならない。

(地位の承継の届出手続等)

第15条 法第67条第2項の規定により地位の承継の届出をするときは、別記第8号様式による認可事業者地位承継届出書を知事に提出しなければならない。

2 法第67条第3項の規定に基づき地位の承継の承認を受けようとする者は、別記第9号様式による認可事業者地位承継承認申請書により知事に申請しなければならない。

(事業の廃止の届出手続)

第16条 法第70条第1項の規定により事業の廃止の届出をするときは、別記第10号様式による終身賃貸事業廃止届出書を知事に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の廃止)

2 高知県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成13年高知県規則第154号)は、廃止する。

附 則（令和 5年 6月 9日規則第88号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則別記第5号様式は、この規則による改正後の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

別記

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕

電話番号

登録事業廃止等届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第1項の規定により、登録事業の廃止等について次のとおり届け出ます。

サービス付き 高齢者向け住 宅	名称	
	所在地	
サービス付き 高齢者向け住 宅事業を行う 者（登録事業 者）	商号、名称 又は氏名	
	住所又は主 たる事務所 の所在地	
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号	
登録事業を廃止し、又は法人を解散しようとする理由		
廃止又は解散予定年月日	年 月 日	

注 登録事業を廃止し、又は法人を解散しようとする日の30日前までに届け出てください。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

破産管財人 住所
氏名
電話番号

登録事業者破産手続開始決定届出書

登録事業者が破産手続開始の決定を受けましたので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

サービス付き 高齢者向け住 宅	名称	
	所在地	
サービス付き 高齢者向け住 宅事業を行う 者（登録事業 者）	商号、名称 又は氏名	
	住所又は主 たる事務所 の所在地	
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号	
破産手続開始の決定がされ た理由		
破産手続開始の決定年月日	年 月 日	

- 注 1 破産手続開始の決定通知書の写しを添えてください。
2 登録事業者が破産手続開始の決定を受けた日から30日以内に届け出てください。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕

電話番号

登録事業登録抹消申請書

登録事業の登録を抹消したいので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項第1号の規定により次のとおり申請します。

サービス付き 高齢者向け住 宅	名称	
	所在地	
サービス付き 高齢者向け住 宅事業を行う 者（登録事業 者）	商号、名称 又は氏名	
	住所又は主 たる事務所 の所在地	
登録年月日及び登録番号	年 月 日	第 号
登録の抹消を申請する理由		

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

報告者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕
電話番号

サービス付き高齢者向け住宅管理状況報告書

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第10条の規定により、サービス付き高齢者向け住宅の管理の状況について別紙のとおり報告します。

サービス付き 高齢者向け住 宅	名称	
	所在地	
サービス付き 高齢者向け住 宅事業を行う 者（登録事業 者）	商号、名称 又は氏名	
	住所又は主 たる事務所 の所在地	
登録年月日及び登録番号	年 月 日	第 号

別紙

1 入居の状況に関する事項

住棟番号	住戸番号	床面積 (㎡)	入居の有無	入居期間	入居者の人数	入居者の年齢	要介護等	受領家賃等 月額(円)	備考
				~					
				~					
				~					
				~					
				~					

- 注 1 登録している全ての住戸について、報告する年の3月31日時点又は入居者の退去日時点の内容を記入してください。
- 2 入居者に入れ替わりがあった場合は、入居者ごとに記入してください。
- 3 「入居者の年齢」欄は、その住戸に入居している全ての入居者の年齢を記入してください。
- 4 「要介護等」欄は、入居者の要介護状態区分若しくは要支援状態区分又は配偶者等である旨を記入してください。
- 5 「受領家賃等月額」欄は、入居者から毎月受領すべき家賃等の月額を記入し、家賃等を減額している場合は、減額後の月額を記入してください。
- 6 「備考」欄は、退去者への前払金の返納状況その他必要な事項を記入してください。

2 提供している高齢者生活支援サービスに関する事項

高齢者生活支援サービス	サービスの種類	提供形態			提供の対価 (概算月額)
	状況把握 生活相談	自ら	委託		約 円
	食事の提供	自ら	委託	提供しない	約 円
	入浴等の介護	自ら	委託	提供しない	約 円
	調理等の家事	自ら	委託	提供しない	約 円
	健康の維持増進	自ら	委託	提供しない	約 円
その他		自ら	委託	提供しない	約 円

3 提供している状況把握サービス及び生活相談サービスの内容に関する事項

(1) 状況把握及び生活相談サービス

提供形態		サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する委託する				
委託する場合の委託先	商号、名称又は氏名					
	住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)	(郵便番号)		電話番号		
サービスを提供する法人等の別	医療法人		指定居宅介護支援事業者			
	社会福祉法人		指定介護予防サービス事業者			
	指定居宅サービス事業者		指定介護予防支援事業者			
	指定地域密着型サービス事業者		上記以外の法人等			
サービスを提供する者の人数	医師	人員	人	社会福祉士	人員 人	
	看護師	人員	人	介護支援専門員	人員 人	
	准看護師	人員	人	養成研修修了者	人員 人	
	介護福祉士	人員	人	上記以外の職員	人員 人	
常駐する場所	同一の敷地内		隣接する土地			
	近接する土地 (所在地)					
常駐する日	365日対応		次の期間を除く()			
常駐する時間	日中	時	分	～	時 分 人員 人	
	上記以外の時間	時	分	～	時 分 人員 人	
毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法					毎日 回	
	入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問(近接する土地に常駐する場合のみ)					
緊急通報サービスの内容	提供時間	常駐する日	時	分	～	時 分
		上記以外の日	24時間			
	通報方法					
通報先				通報先から住宅までの到着時間	分	

第5号様式 (第11条関係)

← 9センチメートル →

写真貼り付け箇所	第 号
	身分証明書
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
	有効期限 年 月 日
上記の者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。	
年 月 日発行	高知県知事 印

↑ 5.5センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又は身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

高齢者の居住の安定確保に関する法律 (抜粋)
(報告、検査等)

第24条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者(以下この項において「管理等受託者」という。)に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)~(3) 略

(4) 第24条第1項又は第36条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第24条第1項又は第36条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(6) 第24条第1項又は第36条第1項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

(7)・(8) 略

第82条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

電話番号

終身賃貸事業変更認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条第1項の規定により終身賃貸事業の変更の認可を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第13条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号	
変更後の事業の内容	別添のとおり	
変更内容の概要	変更前	
	変更後	
変更理由		

- 注 1 変更後の事業の内容については、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則別記様式の別紙に準じて作成し、添えてください。
- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第32条第2項各号に掲げる図書（変更に係るものに限りません。）を添えてください。

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕
電話番号

終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第58条第1項の規定に基づき終身建物賃貸借の解約の申入れについて承認を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第14条の規定により次のとおり申請します。

認可事業者の氏名又は名称		
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地		
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号	
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）		
解約の申入れの対象となる賃借人	住戸番号	賃借人の氏名
解約の申入れの理由		

第 8 号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名
電話番号 〕

認可事業者地位承継届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条第 1 項の規定により認可事業者の地位を承継しましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
地位を承継した者の氏名又は名称	
地位を承継した者の住所又は主たる事務所の所在地	
地位を承継した理由	
一般承継人となった時期	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 認可事業者との関係を証明する書類
- (2) 一般承継人となったことを証明することができる書類
- (3) 認可住宅の管理業務者の同意書

第9号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名
〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕
電話番号

認可事業者地位承継承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条第3項の規定に基づき認可事業者の地位の承継について承認を受けたいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第15条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
地位を承継する者の氏名又は名称	
地位を承継する者の住所又は主たる事務所の所在地	
地位を承継する理由	
権原を取得した時期	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 認可事業者との関係を証明する書類
- (2) 権原を取得したことを証明することができる書類
- (3) 認可住宅の管理業務者の同意書

第10号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕
電話番号

終身賃貸事業廃止届出書

終身賃貸事業を廃止しますので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第70条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

認可事業者の氏名又は名称	
認可事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
認可住宅の位置（住居表示又は地名地番）	
事業を廃止する理由	

注 事業の認可の効力は、届出が受理された日から将来に向かって失われます。